

連結納税制度の改正に伴い実務 対応報告5号、7号を見直しへ

— IASB、基準諮問会議

去る11月22日、財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は第37回基準諮問会議を開催した。

新規テーマの提言

IASBへ提言する、実務対応レベルでの新規テーマについて審議が行われた。

- ① ICOトークンの発行・保有等の会計処理

金融庁より、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」または資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有に係る会計上の取扱いについての対応を求める提案が行われた。

IASB事務局からは、ICOは取引形態がさまざまであり、国際的にも会計処理が確立されておらず、取引が今後広がった場合に処理の多様性が生じる可能性があるため、会計処理の検討をIASBJの新規テーマとして提言することが提案された。

委員からは「実務対応報告38号作成の際の積み残しであるためぜひ対応してほしい」、「暗号資

産をめぐる状況は変化が激しく、IASBJでも追い切れない部分があると思われる。金融庁から随時最新情報を提供してほしい」といった賛成意見が多くあがった。

- ② リース業における割賦販売

日本公認会計士協会より、業種別監査委員会報告19号の改正に関する判断を行うことが困難であるため、リース業における割賦販売取引の会計処理についてIASBJでの包括的な検討を求める提案が行われた。

IASB事務局からは、収益認識基準の制定との関係でリースの貸し手の会計処理について検討を行う予定であるので、当該検討を含めて検討されることが適切である、との対応案が示された。

連結納税制度改正への対応

政府税制調査会で連結納税制度見直しの提言がなされている。もし2020年3月31日ま

でにこの見直しに関する改正法人税法が可決・成立した場合、

それを前提に税効果会計の適用を行う必要があり、その対応には緊急性が求められる。具体的には実務対応報告5号、7号の見直しを要することになると考えられる。この場合、基準諮問会議を経ずに適正手続規則22条3項の審議テーマとして扱う可能性が高い。この点を踏まえて

会計

金利指標改革に関する会計基準 の個別論点、検討

— IASB、金融商品専門委

去る11月21日、企業会計基準委員会は第148回金融商品専門委員会を開催し、金利指標改革に対応する会計基準の開発に関する検討を行った。

主な検討事項は次のとおり。

会計基準の開発の進め方

2020年3月までの公開草案公表を目指すことを確認した。専門委員から「最終化はいつの予定なのか」との質問が出されたのに対し、「通常はコメント期間を2カ月設けるので最終化はそれ以降になるが、可能な限り早期の最終化を目指したい」旨の回答があった。

金利指標改革への対応の基本的な考え方

事務局より、金利指標改革へ

の意見が述べられた。続いて個別論点の検討が行われた。主な内容は次のとおり。

個別論点の検討の方向性

- ① 会計基準を開発する対象となる取引の範囲

事務局より、対象となる取引の範囲について、2つの要件案が示され、おおむね同意を得た。

- ① 既存の契約が参照している金利指標が、LIBOR等、今後金利指標改革により公表が停止されることが予定されている金利であること

② 金利指標改革のみを原因として実施された契約条件の変更であること

専門委員からは、「典型的な契約条件の変更を例示するとの意では」との意見が出された。

- ② 予定取引の発生可能性に関する論点

ヘッジ対象の参照金利が置き換わるまでは、参照している金利指標が現状のものから変更されないとの仮定を置くことができる旨を定めることが事務局より提案され、同意を得た。

- ③ 適用時期、経過措置および終了時期

事務局より次の案が提示され、おおむね同意を得た。

・公表日以後適用とする。ただし、適用開始前に金利指標改革に関連して契約の変更が行われ、これに伴いヘッジ会計の中止または終了の処理を行っている場合には、遡及することもできる。
 ・適用の終了時期は、金利指標

国際会計 会計方針の選択・適用に関するガイド、公表—IASB

去る11月21日、IASBは、IFRSの会計方針を決定する時に、企業を支援するガイド「Guide to selecting and applying accounting policy」(以下、「本ガイド」という)を発行した。
 本ガイドは、会計方針の選択と適用のための要求を規定しているIAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に関するものである。
 取引その他の事象または状況に具体的にはまるIFRSがない場合には、財務諸表作成者は、信頼性があり、投資家の経済的な意思決定のニーズに対する目的適合性がある情報をもたらす会計方針を策定し、適用

改革のスケジュールを勘案して定めた一定の期日と、ヘッジ対象およびヘッジ手段の金利指標がいずれも変更となつた日のいずれか早い日とする。

次回以降、包括ヘッジに関する論点や開示等について検討を行う予定である。

する際に判断を用いる。その判断にあたり、本ガイドは、会計方針の策定のための3つのステップを示している。

- ① IFRSが、取引その他の事象または状況に、具体的に当てはまるかどうかを検討する
- ② IFRSが類似に関連した事項を規定しているかどうかを検討する
- ③ 財務報告の概念フレームワークを参照し、その適用可能性を検討する

このようなガイドは、米国基準には存在していたが、IFRSにはなかった。

投資のハナシ 裏表

ワイーワーク

三田 哉

シェアオフィスの「ワイーワーク」(以下「ワイー」という)が話題になっている。ワイーは、123都市・849拠点でシェアオフィスを展開予定もしくは展開中というグローバル企業だ。ワイーは巨大ユニコーンと期待され、IPO(新規株式公開)の準備をしていたが、突如、取りやめた。

理由は、投資家から不信が噴出したからだ。今年1月時点のワイーの株式評価額は470億ドルだったが、現在は80億ドルに激減した(拠点数も会員数もはるかに上回るシェアオフィス最大手のリージャスの株式時価総額は45億ドルである)。日本にも影響が出ている。ソフトバンクグループ(以下、「SBG」という)のビジョンファンドが約29%の筆頭株主ということで、SBGの株価が大きく下落したのである。

設立以来赤字のワイーは、IPO取りやめにより資金繰りに難に陥るところだったが、SBGによる新たな出資「エフィティ15億ドル」(JPMorganからの借入金返済用50億ドル)により、倒産を回避した。

シェアオフィスの「ワイーワーク」プラットフォームと呼びますが、ワイーは会員同士をビジネスの面で結びつけるプラットフォームとしての機能を追加しました」と。テック企業をイメージさせる表現だ。ところが、IPO向け開示資料をみた米投資家は、「ワイーはサブリース不動産屋であり、シェアオフィスビジネスをしていくにすぎない。どこがイノベータータイプなテック企業なのか？」と疑問を持ったのである。

そんな80億ドル(まだ高すぎるかも)と評価されている企業にSBGは、ビジョンファンドも含めて、救済前に累計で130億ドルのエクイティ出資をしていた。なぜか? ワイーCEOのニューマン氏は「世界のリーダーになり、永遠に生き続け、1兆ドルを超える富を築く」と本気で語っていたが、2017年にSBGの孫氏から「クレイジーだが、まだ十分クレイジーではない」とアドバイスされたらしい。きっと、彼の制限なく赤字を出せるクレイジーぶりが評価されたのである。

そのニューマン氏は、経営陣から立派な企業を作ってくれたことへの感謝の言葉を贈られたうえで、SBG救済策に付随する敵しい条件「個人向け5億ドルの融資(JPMorganからの借入金返済用)、1.85億ドルのコンサルティングフィー、97億ドルの株式を売却する権利を受け取ること」と引き換えに、泣く泣く会社から去っていた。

この出来事は、米投資家の姿勢変化の表れなのである。というのも昨年米国でIPOを行ったテクノロジー・メディア関連企業の8%しか黒字になつていない(ドットコムバブル時よりも酷い)ため、これらIPO企業の上場後の株価低迷を肌で感じている米投資家は、「アマゾンのように売上が伸びていけば、いずれは黒字に」という寛容さを捨てたのである。それを感じて、上場後も赤字のワーバーテクノロジーCEOが、ワイーとは業態が異なるにもかかわらず、わざわざ「我々はワイーとは全然違う」と語ったそらだ。

新しいニュースが入ってきた。ワイーの株主が、ニューマン氏と孫氏らを相手取り、訴訟を起こしたそらだ。経営者でもない孫氏がなぜ訴えられたのだろうか? 救済策に付随する厳しい条件に得意のクレイジーさが足りないということか?

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年11月15日	監査役の選任及び報酬等の決定プロセスについて—実務実態からうかがえる独立性確保に向けた課題と提言—	日本監査役協会	監査役等の独立性確保の検討を行うため、監査役(会)設置会社にアンケート調査を行い、結果をまとめたもの。監査役の選任に関する設問に対し「現状の同意権と提案権でよい」旨の回答が約8割を占めたこと等が述べられている。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-482.html	—
2019年11月19日	業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正	JICPA	投資法人の監査報告書の文例について見直しを行ったもの。監査意見の根拠等について追記が行われている。適用は2020年3月31日以後終了する営業期間に係る監査から。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20191119jig.html	—

金融

再び低下傾向を強める長期金利と米FRBの次の一手

9月上旬より持続していた世界的な長期金利の上昇が止まり、低下傾向をみせつつある。米10年物国債利回りは、9月4日に1・4%台まで低下したものの、11月8日に2%台直前まで上昇した後に低下し、11月21日には1・7%台となった。

この背景には、米中貿易交渉の行方を見極めたい市場の思惑があるとされる。11月7日に中国商務省が、米中間でお互いの追加関税を段階的に撤廃する方針で一致したと発表するまでは樂觀的だったが、直後にトランプ政権が否定したため、この期待は後退し、長期金利の上昇に歯止めがかかった。

対中制裁関税第4弾の一部として発動が12月15日まで保留されているスマートフォン・パソコンなどの1、600億ドル分は延期されるとの報道もある。しかし、延期されたとしても米中間の全面的合意は難しく、米長期金利で2%台からさらなる急上昇にはならないとみられている。

米上院が11月19日、香港での

証券

緩やかな経済変動が米株価の強さを支える

人権尊重や民主主義を支援する「香港人権・民主主義法案」を可決したことにより、中国政府が態度を硬化させた。トランプ大統領も、香港に対する中国の姿勢が貿易交渉に影響することを明言しており、交渉の行方にマイナスの影響を与えると懸念が広がっている。

世界主要国の株価は10月上旬から11月強、上昇軌道をたどったが、11月中旬になって陰りがみられ始めた。米市場では、その原因を米中通貨交渉の不具合にあるとしているが、スピード調整であるとの見方もある。

米株価は上昇期間中に史上最

の背景には、米中貿易交渉の行方を見極めたい市場の思惑があるとされる。11月7日に中国商務省が、米中間でお互いの追加関税を段階的に撤廃する方針で一致したと発表するまでは樂觀的だったが、直後にトランプ政権が否定したため、この期待は後退し、長期金利の上昇に歯止めがかかった。

対中制裁関税第4弾の一部として発動が12月15日まで保留されているスマートフォン・パソコンなどの1、600億ドル分は延期されるとの報道もある。しかし、延期されたとしても米中間の全面的合意は難しく、米長期金利で2%台からさらなる急上昇にはならないとみられている。

米上院が11月19日、香港での

米株価は上昇期間中に史上最